特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく

賃貸借契約・レンタル・結婚式場・自動車購入・通信契約　などなど

契約･不当条項 なんでも１１０番

～ えーっ！と思ったこと、ありませんか ～

「不動産賃貸借契約の保証金や、退去時の負担金額が高額だ」「結婚式場契約をキャンセルしたら、高額な解約料を請求された」などなど、身近な契約で「おや？おかしい、納得いかない！」と感じたことはありませんか。

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほくでは、契約の不当条項や解約料などについての情報を、会員の弁護士・司法書士・消費生活相談員が、電話でお受けいたします。更に、皆様から寄せられた情報を基に、契約条項の是正に向けて申し入れ等を行います。

契約や解約に潜む不当と思われる条項について、是非下記１１０番までご連絡下さい。

◆実施日時：2015 年 3 月 14 日(土) 10 時～16 時

内　容　　こ れ は いい？

◆電話番号：０２２－７１４－ ５０８１

≪問い合わせ先≫　特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく事務局
〒981-0933　仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F
TEL:022-727-9123　**FAX：022-276-5160**　E-mail：sn.mshiminnet@todock.jp

※当団体は、不当な勧誘や契約条項などによる消費者被害の未然防止、拡大防止を主な活動とし、消費者全体の利益擁護と消費者の権利の確立に寄与する目的で設立しました。現在、適格消費者団体の認定を目指して活動しています。